

り災ごみの処理手数料について

○り災ごみの処理にかかる手数料の減免について

酒田市、遊佐町、庄内町管内で火災などによりり災し発生したごみは、酒田地区広域行政組合のごみ処理施設において処理ができるものについては搬入していただくことができます。

処理手数料は、**減免申請の手続きをしていただくことにより減免**することができます。

必要な手続き書類：**減免申請書**（消防等で発行する**り災証明書の添付が必要**です）

※り災ごみ**搬入の3日前（土日祝日、年末年始を除く）まで手続き**をしてください
（事前に減免申請の手続きを行わない場合は有料となります）

○ごみ処理施設で処理できるもの（主なもの）

- ・ 直径10cm未満かつ長さ1m未満の木材
- ・ 電化製品（リサイクル対象5品目^{*}を除く）
※テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン
- ・ 上記リサイクル対象5品目で焼けて原形がないもの
焼けが少ないものは、リサイクルの手続きをしてください
- ・ 寝具（ふとん、毛布 等）
- ・ 畳
- ・ 家具
- ・ カーペット、じゅうたん
- ・ アルミサッシ枠
- ・ トタン（金属製・樹脂製） など

○酒田市の処分場へ搬入できるもの（酒田市内から発生したものに限る）

必ず酒田市環境衛生課（TEL 31-0933）に確認および手続きをしてください

- ・ 直径10cm以上や長さ1m以上の木材
- ・ 外壁（石膏ボード、タイル）
- ・ ガラス
- ・ 風呂用ボイラー
- ・ 灰 など

運搬を依頼する場合は、必ず一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください
※上記業者については各市町へご確認願います

【連絡先】

酒田市広栄町3丁目133番地
酒田地区広域行政組合
TEL 31-2882